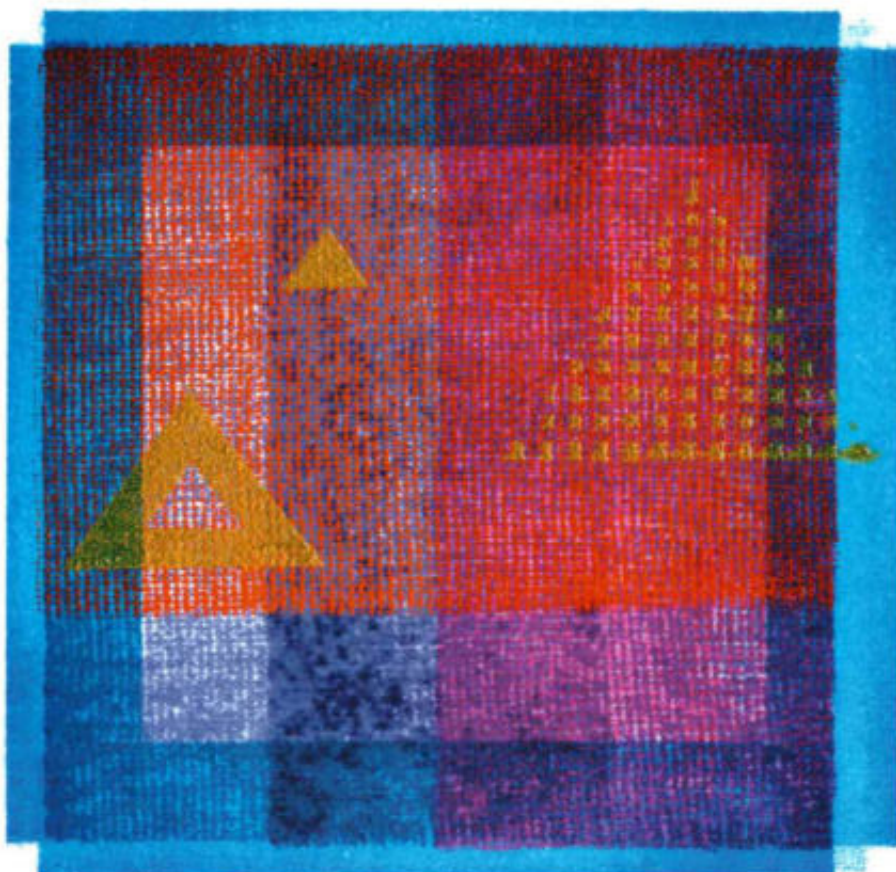


# ちくし 法律事務所

The guardians of Rights  
2024 SUMMER NEWS



Couleur Keisuke Oba ©

「彩りのある人生とは…。」

ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介

「わたしらしく、生きていこう」



弁護士  
迫田 登紀子

Tokiko Sakoda

「虎に翼」(NHK朝ドラ)には、はまっています。女性で最初に弁護士になった三淵嘉子さんが、主人公・寅子のモデルです。法曹界のドラマを見ると、そんなことありえない！という気持ちになることが多いのですが、見事に裏切られています。特に、時の法制度や社会の常識のために、生きづらさを抱えさせられている人々が、尊厳をもつて生きぬく姿は、私が弁護士として出会う多くの人々の姿に重なり、ムネアツです。

戦前編の圧巻は、夫が、「トラちゃんの好きに生き」て欲しい、「後悔せず、心から人生をやり切つて」ほしい、と声をかけて出征する場面。戦後、夫の死を悲しむ寅子は、新しく施行された日本国憲法13条(「すべて国民は、個人として尊重される」)を読んで、亡き夫の声と重なり、励まされるのです。

先の戦争の反省を踏まえて日本国憲法9条ができた、とはよく言われます。同じく13条も、心から人生をやり切りたい、と思つても叶うことなく戦没された方々の命と引き換えの宝物なのだ、その意味をかみしめています。

# 高齢の方やその家族が安心して生活できる地域に

紺田光二様 × 井手惣一様 × 山野弁護士



山野：今日は、当事務所で開催している若手士業勉強会のメンバーのお二人に来ていただきました。5

人に1人が75歳以上になる2025年問題が来年に迫り、地域的な課題になっている高齢・介護問題について、大変な現場で活動されているお二人からお話を伺います。

二人ひとりの生活や

能力に合わせた支援」

山野：社会福祉協議会ではどのような高齢の方向けのサービスをされていますか？

井手：地域の福祉施設、ボランティア団体等と連携して、福祉のまちづくりのための様々な活動をしています。高齢の方向けのサービスとしては、私が担当しているのは「ふれあいいきいきサロン」の運営支援です。地域の公民館で、レクレーションの開催、認知症予防の講座、警

察官による詐欺対策の講話などを行っています。

山野：小規模多機能型居宅介護施設とはどのような施設ですか？

紺田：要介護状態になっても住み慣れた地域で過ごしたいとお考えの方の在宅生活を、通い・訪問・泊りを組み合わせながら支える施設です。食事を食べに来る方、訪問だけを利用する方など、利用者の方やご家族の生活状況に合わせた柔軟な支援をしています。筑紫野市の施設の利用対象は、筑紫野市在住で要介護1～5の方です。

山野：支援の際にはどのようなことを大切にされていますか？

紺田：利用者の方が生活に困らずいておられるところをさりげなく支援することです。環境を整えた

り、お声掛けをしたりすることでゆっくりでもできることをサポートすることを大切にしています。また、通いの日であってもその日の気分や天候によって行きたい気持ちにならない時は、訪問に切り替えるなど柔軟に対応しており、家での暮らしを大切にしてもらえていると利用者の方から言われます。

「連携した見守り」

山野：お二人が連携することはありますか？

井手：そうですね。例えば、社協では365日見守りを兼ねるお弁当配食サービスや金銭管理業務をしているのですが、その利用者には紺田さんの施設の利用者の方もあります。

紺田：社協さんが配食時に利用者の方に会えなかった時は、すぐに





小規模多機能型居宅介護施設  
さわやか憩いの家春日

責任者 紺田 光二

(介護支援専門員・介護福祉士・認知症ケア専門士)

Kouji Konda



社会福祉法人筑紫野市  
社会福祉協議会

地域福祉担当 井手 惣一

(社会福祉士)

Souichi Ide

事業所に連絡をくれます。事業所だけの見守りではなく協力して見守ることが出来るのはとても助かっています。

### 「地域への見守りの取組」

山野…これからますます高齢の方向けのサービスの需要は増えていくと思いますが、介護等の実際の現場の方が大変になっている理由は何でしょうか？

井手…社会情勢の変化ですね。昔は、「向こう三軒両隣」で支え合っていました。今は地域に住んでいる人同士の関わりが薄くなっていると思います。ご自宅で倒れてしまっても発見が遅くなってしまうこともあります。

紺田…担い手不足ですね。担い手には、介護職等の専門職だけでなく、町内会活動等の地域の中で高齢の方を見守ってくれる人も含まれると思います。少子高齢化の影響も大きいと感じています。また、筑紫野市では独居の高齢者の方が多く暮らされていることも地域の大きな課題だと思います。

山野…お二人の活動は、昔は地域

全体で担っていたことの受け皿にもなっているんですね。

### 「弁護士との連携」

山野…普段のお仕事の中で、何か困られたことなどはありますか？

井手…金銭管理のお手伝いをしていただく方が亡くなった際に、支払いが残っていたのですが、身寄りがおらず、お金を動かせないということがありました。我々福祉職は、ご本人のために何かできることはないかということを考えるのですが、法的にとここまでしてよいかの判断が難しいことがあります。そういうときは、ちくし法律事務所さんにご相談させていただいています。

紺田…庭の草取りをしてほしい、遠方のお墓参りに車で連れて行ってほしい等、介護保険でのサービスでは出来ないことをお願いされるご家族も増えています。また、ご本人がグループホームに入られた後、ご家族から空き家の管理や処分について相談を受けることも結構多いですね。その問題については、法律の知識がないので私からは良いアドバイスが出来ていません。

山野…今年の4月1日から相続登記が義務化された影響もあり、我々も空き家のことを含めた相続のご相談を受けることが増えていきます。遺言書の作成、後見制度等の利用など、ご本人やご家族の具体的な状況に合わせた解決策をご提案させていただいています。

紺田…これまでは弁護士さんへ相談することはほとんどなかったのですが、ちくし法律事務所で開催している勉強会に参加するなどして弁護士の方と繋がりができたので、何かあったら相談させていたかどうかと思っています。

井手…例えば、遺言書というものが身近にないので、遺言書を作ろうという発想にならないという方も多いと思います。今後、サロンに弁護士さん呼んで研修会をするなどの連携もできればいいなと思っています。

山野…そうですね。地域の繋がりが薄くなってしまう現代だからこそ、みなさんとも連携して、それができることを力を合わせて、ご高齢の方やそのご家族が安心して生活できる地域にしていければと思っています。



Bouquet Hiuko Oba ©

## 事件報告

# コロナ倒産を乗り越える〈事業譲渡と経営者保証ガイドライン〉



弁護士 永 悠太  
Yuta Tomimaga

「また呑みに来ますね。」と、焼酎のボトルを入れてきた。店長として再出発された依頼者の飲食店を訪問。帰り際、見送っていたいたときの依頼者は、はじめてこの相談にいられたときは比べものにならないほど、晴れやかな笑顔だった。

コロナ禍では多くの飲食店が影響を受けた。コロナ融資の返済が昨年6月頃からスタート。帝国アークバンクによれば、飲食店のコロナ倒産は1000件を超える。

今回の事件もそのひとつ。コロナ融資の返済が始まれば、事業の継続は困難だった。他方で、倒産するとしても、問題がらうがあった。

1つ目は、会社が破産するための費用（裁判所への予納金等）をどうやって準備するか。破産する場合、会社の規模や債権者の数等に応じて、数十から数百万円の予納金を求められる。今回は、飲食店事業を第三者に

売却することで、その費用を捻出することにした。

といつても、破産前の事業譲渡は、そう簡単なことではない。事業を安く売り叩けば、銀行などの債権者が害される。そのため、裁判所から後で事業譲渡を否定されることもある。そうならないように、「適正な」価格で事業を売却することが肝要である。

「適正な」価格の評価がまた難しい。公認会計士等に評価を依頼するにも費用が必要で、破産準備の段階にある中小事業者がその費用を支出することは不可能に近い。今回は、過去の取引事例や什器備品の個別の見積、事業譲受人の募集を入札方式にすること等、様々な工夫を駆使して事業の「適正な」価格を説明することができた。

もう1つの問題は、代表者である社長個人まで破産する必要があるか。通常、会社が融資を受ける際、代表者の保証を求められることが多い。この代表者保証が、破産の場面ではネックになる。これまで、代表者保証があれば、会社破産と同時に代表者個人も破産するほかなかった。今般、活用されているのが「経営者の保証に関するガイドライン」である。

「経営者の保証に関するガイドライン」と

は、要するに、経営者の保証債務を、自己破産せずに、免除・減額しようという私的整理スキームである。まず第1に、信用情報にキズがつかない。第2に、インセンティブ資産として、自己破産するよりも多く、再出発のための原資を手元に残せることがある（持ち家を残せることもある）。第3に、自己破産するよりも手続が格段に簡便である。このように、経営者保証ガイドラインのメリットは多い。

利用手続にはいくつか種類があるが、今回は、福岡県中小企業活性化協議会を利用した。利用申込みをしてから3か月間に2回のバンクミーティングを開催。銀行に、破産に至った経緯を説明するとともに、資産を開示した上で、代表者の保証債務を全額免除してもらおう形で、全債権者の承認を得た。かくして会社だけ破産し、代表者は破産をせずに、再出発を図ることができた。

不況や返済の先は見えない。渦中には、胸の詰まる思いがあったのだろう。こんなに幸せな日常が戻ってくると思わなかったと話される。依頼者の人生の再出発をお手伝いできることは、弁護士としても望外の喜びである。





KANISAN Keisuke Oba ©



井護士  
浦田 秀徳  
Hideyuki Umeta

「2024年前半  
（5月末まで）の近況報告」  
正月、八ヶ岳硫黄岳に登りました。途中、地震の揺れと羽田の事故に遭いました。

4月、琵琶湖を望む武奈ヶ岳と高校までの故郷、岸和田の和泉葛城山に登りました。葛城山では母校の数学の先生と奇跡の出会いがありました。

5月、残雪の北アルプス蝶ヶ岳、常念岳を縦走しました。美しさに癒やされました。

事務所内のウォーキンググループに入れてもらい、12,000歩×週5日ほど歩いてます。その成果か、血圧と中性脂肪が基準値内に戻りました。

井護士になって38周年、8月には65歳になります。もうしばらくがんばります。



井護士  
田中 謙二  
Kenji Tanaka

「息子たちの挑戦」

ラグビー選手の息子が高校生になった。花園の全国大会を目指しているが、その壁は恐ろしく高い。前部まもないチームで、半世紀も県内不敗を続けている絶頂王者の強豪校を倒さねばならない。チームの挑戦は、二年前の一九五点差の大敗戦から差を縮め、直近は四〇点差の負け。今の点差のリアルな意味を、素人の私が読み解けるはずもない。挑戦の「これからは、想像もつかない。ただ、世上で無理とされたことをやり遂げようとする若者たちの鮮烈な輝きに目を奪われるだけである。



井護士  
井上 茉彩  
Moi Inoue

「話し合うべき…」  
長男は年長さん、長女は2歳になりました。

早いものです。

長男が悪いことをして、怒った時のこと。自分が悪かったことは理解して謝ってくれたけど、その後もグズグズ泣いているから「どうしてまだ泣いているの？」と尋ねると、「怒られて嫌だったこと」「悪いことしたら、お母ちゃんは怒らないかんよ」と言うのと、「お母ちゃん、それは違うよ。悪いことをした時は怒るんじゃないよ。ちゃんと話をするべきだしよ」とい。

あまりの正論にぐうの音も出ず、吹き出して笑ってしまいました。

井を生業にしているはずですが、5歳の子に言い負ける日常です。



井護士  
山野 和也  
Kazuya Yamano

「イメージの変化」  
先日、吹奏楽のコンサートを観に行きました。

演奏はプロの吹奏楽団。格式のある雰囲気かなと思っ、いたところ、お客さんが書いたアンケートはがきを読んだりするようなコーナーがあり、楽器を持参したお客さんも壇上上がってプロと一緒に演奏できるコーナーがあり、曲間のMCも会場から何度も笑いがおこっていました。趣向を凝らしておりとても楽しい内容でした。もちろん演奏は素晴らしい。

法律事務所は敷居が高いと言われることがありますが、この吹奏楽団ほどの趣向を凝らしたことができて、いるかは別にしても、一度来てみると案外イメージは変わりますよ。



井護士  
向井 悠人  
Yuu Mukai

「平和を願う心」

2年ぶりにひまわり一座の憲法劇に出演しました。

以前よりも出演者が多く、特に、子ども達がたくさん出演してくれました。

軍国主義がはびこり、階級社会となつてしまった架空の国で、平和を求め、懸命に抗う人々を描いた劇でした。

演じる子ども達を見て、平和を願う気持ちは、子どもも大人も変わらないことを実感いたしました。

ウクライナやガザ地区での戦禍の苦しみが続いてしまっています。第二次世界大戦の反省を今一度心に刻み、私たちが平和に向けて、できることからつつつ取り組んでいきたいですね。



井護士  
岡田 佳那美  
Kaname Okada

「プーさん」

井護士になって半年が過ぎました。井護士

になる直前、埼玉で研修があったので、休日に同期とアイズ二ランドに行きました。もともと「推しキャラ」はいなかったのですが、ある一匹のプーさん（写真）と目が合ってしまった。気付けば二日市にまで連れ帰ってしまいました。今では「最推し」です。

二日市生活も半年が過ぎました。顔見知りも増え、すっかり落ち着いてきた反面、井護士の責任の重さをひしひしと感じる毎日。もうプーさんのような生活は卒業です。



# MYBOOM



**矢野**  
 ゴールデンキウイと  
 パイナップルを食べることで。  
 両方とも甘酸っぱい味で  
 ついつい食べ過ぎてしまいます♪

# マイブーム



**吉田**  
 自家製モヒート。  
 ミントを育て始めたら  
 思いのほか良く育ってくれて。  
 本当においしくできているのか  
 正直良く分かりません・・・  
 自己満足の域です。

# MYBOOM



**入江**  
 「焼ピーマン 幻のカレー味」。  
 残り野菜をのせて4分でできる  
 手軽さとスパイシーさが  
 クセになって、お店でみかけたら  
 5～6袋まとめ買いしています。

**太田**  
 家庭菜園です！  
 最近プランターで、プチトマトと  
 メロンのタネを植えました！  
 少しずつ芽が出てきて成長する  
 姿に癒やされています♪



**東** さつまいもを食べることで！  
 炊飯器で炊くと蒸し芋のような  
 かんじで甘くなり、美味しくて  
 食べ過ぎてしまうので  
 気をつけなければ  
 いけません(^^)



**藤** 定期的に押し寄せてくる  
 断捨離の波・・・  
 ブームなのか何なのか  
 わかりませんが、  
 数年ぶりに捨て  
 まくっています。



**原田** 「Creepy Nutsの  
 Bling-Bang-Bang-Born」です。  
 毎日聞いてます。  
 とにかく楽しい気持ちになり  
 元気が出ます。  
 歌詞はとてついてもついでいけないので  
 歌えませんが、最近の活力の源です。



**佐々木** 今更ながら韓流ドラマに  
 すっかりはまってしまいました。  
 毎晩食後は、  
 朝ドラ「虎に翼」から  
 韓流ドラマを観るのが  
 至福の時間です♪



**柴田** ストレッチ。ホットヨガに  
 通い始めてもうすぐ1年。  
 ストレッチの良さに気づいて  
 寝る前や  
 お風呂のときに  
 やっています♪



## 無料法律相談会のご案内

事務所ホームページでもお知らせいたします。

ちくし法律事務所では、約2ヶ月に1度、初めてのご相談の方へ無料法律相談会を開催しています。  
 相談したいけど、法律事務所に入るのは敷居が高い、そんな方に向けた相談会です。  
 事前の予約も必要ありません。お気軽にお越しください。

### 開催日時

- 2024年 9月28日(土) 担当:山野和也弁護士
  - 2024年11月 2日(土) 担当:向井悠人弁護士
  - 2025年 1月29日(水) 担当:富永悠太弁護士
- 時間<土曜日>①13:30~14:00 ②14:10~14:40 ③14:50~15:20  
 ④15:30~16:00 ⑤16:10~16:40  
 <平日>①17:30~18:00 ②18:10~18:40 ③18:50~19:20  
 ④19:30~20:00 ⑤20:10~20:40

場所 筑紫野市生涯学習センター 学習室2



## ちくし法律事務所

### CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号  
 代表TEL 092-925-4119  
 代表FAX 092-925-4127  
 URL <https://www.chikushi-lo.jp/>